

公益財団法人兵庫県青少年本部兵庫県立こどもの館自動販売機設置事業者募集要項

公益財団法人兵庫県青少年本部兵庫県立こどもの館(以下「こどもの館」という。)は、自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)を募集しますので、この募集に応募される場合は、募集要項に基づき、各事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 設置物件

所在地 兵庫県姫路市太市中915-49 兵庫県立こどもの館内

物件番号 (注1)	設置場所 (注2)	台数	品目	最低使用料等 (注3)	自由提案
① (新設)	おべんとうひろば (BF)	1台	飲料・栄養補 助食品 (注1・2・3)	最低使用料 13,760円 (税込・年額)	自動販売機の設置を通じた社会貢献活動等を自由提案いただき、審査に当たって考慮します。
② (新設)	本館(3F)	1台	飲料・栄養補 助食品 (注1・2・3)	最低使用料 13,760円 (税込・年額)	

(注1) 複数の物件に応募することが可能です。

(注2) 設置場所は、別添自動販売機設置位置図のとおり。

(注3) 物件番号①・②は使用料の額での応募となります。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律89号)第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意見付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者

3 募集条件

こどもの館は、子ども達が、あそびや表現活動、図書、工作などを通して、多くの人とのふれあい、豊かな個性や温かい心を育むための事業を推進しています。このたびは、来館者や災害被災者に対して貢献できる自動販売機の設置を提案してください。

- (1) 設置期間 令和元年7月1日～令和4年3月31日

本募集要項に基づき設置事業者を決定し、設置契約を締結のうえ、令和元年7月1日に自動販売機を設置します。

ただし、兵庫県が公用又は公共用に供するために必要が生じたとき、公益財団法人兵庫県青少年本部が指定管理業務を実施するために必要が生じたとき、設置事業者が設置契約に違反したとき、その他、公益財団法人兵庫県青少年本部が必要と認めるときは、設置契約を解除することがあります。

- (2) 設置条件等 別添自動販売機設置事業仕様書等によります。
- (3) 募集する設置事業者は、物件番号(設置箇所)ごとに選定します。

(4) 使用料及び販売手数料

① 使用料

- (ア) 設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。
- (イ) 使用料は、こどもの館が発行する請求書により、指定する期限までに全額納入してください。
- (ウ) 使用許可の期間が1年に満たない端数があるときは月割りをもって計算し、1月を満たない端数があるときはこれを1月として計算します。

(5) その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用メーター設置費等を含む)維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

また、自動販売機設置の運転に必要な光熱水費等については、全額設置事業者の負担とし、こどもの館が発行する請求書により、指定する期限までに全額納入してください。

(6) 設置条件

① 現行の設置場所に変更のない場合

- 自動販売機は(物件番号ごとの)自動販売機設置位置図に示した場所に設置してください。
- また、電力等使用量計測用メーターを設置するほか、転倒防止対策も併せて行ってください。

(7) 使用上の制限

使用期間中は次のことを遵守してください。

- ① 募集条件及び仕様書を遵守し、使用料等をこどもの館が指定する期限までに確実に納付すること。
- ② 設置期間中に、法令等の規定により販売について許認可等を要する場合はその取り消しを受けていないこと。(該当の場合のみ)
自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。
- ③ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路について、こどもの館の指示に従うこと。
(ア) 販売品目は、別添仕様書のとおり(缶・ペットボトル・紙パック等の密閉式の容器入りの飲料及び栄養補助食品。)とし、酒類の販売は禁止する。
(イ) 災害支援、省エネルギー等、応募の際の自由提案に即した自動販売機を設置すること。

(8) 販売条件

販売品目、販売価格は必ず明示すること。その他、自動販売機の性能は適宜とします。

① 販売品目

- (ア) お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの缶・ペットボトル・紙パック等密閉式の容器又は紙コップ容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売はしないこと。
- (イ) 栄養補助食品の種類等については、自由提案した内容に即した品目とすること。

② 販売価格 標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

(9) 維持管理責任

- ① 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。

また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を行うこと。

- ② 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ③ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ④ こどもの館は、自らの責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこと。

- ⑤ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

(10) 契約の解除

契約条項に違反する行為があると認められるときは、契約を解除することがあります。

(11) 自己都合による自動販売機の撤去

- ① 設置事業者は、使用許可の期間が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする3か月前までに書面により通知すること。
この場合、納入済の使用料・手数料は還付しない。
- ② 使用許可期間満了前に自己都合により自動販売機を撤去した場合、同条件にかかる次回公募手続きには参加できない。

- (12) 原状回復等 設置事業者は、契約期間が満了し、または契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。なお、設置者は、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

4 応募申込方法

(1) 申込方法及び申込期間

申込みは、郵送又は持参によるものとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

- ① 提出先: 〒671-2233

兵庫県姫路市太市中915-49 兵庫県立こどもの館 総務課(担当: 山下・神頭)

- ② 申込期間: 令和元年6月12日(水)～令和元年6月20日(木)必着

※ 簡易書留又は書留により送付ください。

なお、郵送の場合には、封筒に「自動販売機設置事業者応募申込書在中」と明記してください。

※ 持参の場合: 上記期間内の午前9時から午後5時までなお、火曜日(休館日)は受付できません。

(2) 申込に必要な書類

- ① 応募申込書兼提案書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 設置を希望する自動販売機の仕様が記載された書類の写し(寸法、消費電力等が確認できるもの)

(3) 応募価格提案書の無効について

次のいずれかに該当する場合は、無効とします。

- ① 最低年額使用料を下回るもの
- ② 応募資格がないものが提案したもの
- ③ 申込期間内に申込がなかったもの
- ④ 提案する書類に不備があったもの
(日付、住所、氏名及び押印のないもの、又はこれらが判別できないもの)
- ⑤ 応募価格・率を訂正をしたもの
- ⑥ 提案に関して不正な行為を行った者が提案したもの
- ⑦ 提案に関する条件に違反したもの

(4) 申込に当たっての留意事項

- ① 契約は、応募申込書に記載された名義以外では行わない。
- ② 応募をした後、当該応募を辞退する場合は辞退届(様式3)を受付期間内に持参又は郵送すること。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしているものを設置事業者の選定対象とします。
- (2) 応募申込書兼提案書の使用料の額、販売手数料の率及び社会貢献活動等に関する提案内容を総合的に審査し、設置事業者を選定します。
- (3) 設置事業者の公表等
設置事業者の決定は令和元年6月24日(月)の予定です。
選定結果は、決定以降、各応募者に対し書面により通知します。
- (4) 募集の中止・延期
不正な応募が行われる恐れがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、募集を中止または延期することがあります。

6 参考

- (1) こどもの館職員数 31 名(令和元年6月現在)
- (2) 休館日 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、その翌日以降の休日に当たらない最初の日)、月の末日、年末年始(12/29~1/3)は休館しています。
- (3) 既設置自動販売機の年間売上本 (a) 5,779 本(地階 おべんとう広場1台) 飲料
(平成30年度) (b) 4,308 個(地階 おべんとう広場1台) アイスクリーム
(c) 3,742 本(3階 案内所) 飲料
- (4) こどもの館来館者数 307,477 人(平成30年度)

7 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに契約の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募資格を失った場合

8 その他

- (1) 応募の手続き及び履行に関する一切の費用については、応募事業者の負担となります。
- (2) 提出書類の電子データが必要な場合は、下記のメールアドレスにご連絡ください。

9 問い合わせ

〒671-2233 姫路市太市中915-49

兵庫県立こどもの館 総務課 主任 山下 隆男

TEL:079-267-1153 FAX:079-266-4632

MAIL:yamashita@seishonen.or.jp